

（午前9時30分 開議）

○議長（石橋英和君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は22人で全員であります。

○議長（石橋英和君）これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋英和君）これより日程に入り、
日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において1番 今城君、14番 辻本君の2人を指名いたします。

日程第2 議案第5号 橋本市税条例等の一部を改正する条例について

○議長（石橋英和君）日程第2 議案第5号 橋本市税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）地方税法の改正による市税条例の一部改正なんですけれども、今回の改正の特徴と、市税収入に与える影響とありますか、その辺についてご説明お願いします。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（栢谷俊介君）それでは、橋本市税条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

主な改正点は6点ございます。この市税条

例の一部改正は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令、航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令によるもの、並びに固定資産税の第1期の納期を4月から5月に変更すること、これらに伴い所要の改正を行うものでございます。

主な改正点の第1点の、条例第23条第2項の改正は、市民税の納税義務者等の定義を変更するものでございます。地方税法第294条の改正に合わせまして、法人税法において外国法人の事業所の定義を恒久的施設としたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正内容2点目の、条例第34条の4の改正は、法人税割の税率を改正するもので、地方税法第314条の4の改正に合わせまして、国税である地方法人税の創設に対応しまして、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたことに伴う所要の規定の整備を行うものでございます。

それから改正内容3点目の、条例第67条の改正は、固定資産税の納期の変更を行うものでございます。第1期の納期、4月16日から同30日までを、5月16日から同31日までに変更するものでございます。実際の運用は27年度からの運用となります。

それから、改正内容4点目の、条例第82条の改正は、地方税法第444条第1項、軽自動車税の標準税率の改正に合わせまして、軽自動車税の税率の引き上げを行うものでございます。

それから、改正内容5点目の、附則第10

条の2は、固定資産税の課税標準の特例を定めるもので、地域決定型地方税制特別措置を導入するものです。地方税法附則第15条第2項第1号、第2号、第3号、第6号、法附則第15条第8号、法附則第15条第37項、法附則第15条第38項の改正に合わせまして、公害防止用設備、浸水防止用設備、ノンフロン製品に係る課税標準の特例措置を行うものでございます。

改正内容第6点目は、附則第16条、軽自動車税の税率の特例の規定は、地方税法附則第30条第1項の規定の新設に合わせまして、条例第82条の軽自動車税の税制改正に上乘せしめて、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車、経年車に対する重課経年車重課の規定を制定するものでございます。

その他、条項のずれ、語句の修正について改正を行うものでございます。

そして、今説明を求められました、まず改正点2点目の、条例第34条の4の法人税の税率の改正によりまして、どれぐらいの減税になるかとおただしでございませうけれども、この法人税割の改正による減税額は、法人税割で約マイナス2.6%、減税額は約2,900万円になると試算をしております。

なお、この減税に対しまして、先ほど申しましたように地域間の税源の偏在を是正するという方針で、国税である地方法人税が創設されまして、国から地方へ配分がございませうので、試算によりますと、この減税分が本市に配分されると考えられますので、本市の財源額にはほとんど変更はないものと思っております。

それから、軽自動車税の税率の引き上げについて、ご説明をさせていただきます。増税額は約1,760万円でございます。約12.2%軽

自動車税については増税になると考えております。

以上でございます。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

2番 阪本君。

〔2番（阪本久代君）登壇〕

○2番（阪本久代君）反対の立場から討論を行います。

地方税法の改正に伴う一部改正ですので、どうしようもないところもあるかもしれないんですけども、今の説明でも、軽自動車税については1,760万円の増収ということは、一方では、市民にとってはこれだけ負担が増えるということになります。

今は出てきませんでしたけれども、この税法の改正で、自動車取得税が、本年4月1日以後の購入により自家用自動車で5%から3%、営業用自動車、軽自動車で3%から2%に軽減されます。与党の大綱では、消費税率が10%への引き上げ時に廃止するというふうに明記されています。この自動車取得税は県のほうに入るんですけども、この納付された額の66.5%が管理する市町村のほうに交付されるんです。それによって、平成24年

度の決算で言えば、自動車取得税の交付金は7,259万1,000円となっています。ということは、いずれ消費税が10%になったときに、この自動車取得税交付金がなくなるということになります。10%にならなくても、税率が下がりましたので、その分、市への交付金として入る金額が下げられるということになります。

それと、今のこの景気が悪い中で、やはり経費の削減ということで軽自動車に乗り換えたりとか、また、橋本市では道が狭いですし農作業にはやっぱり軽トラックとかがかなり必要になってくると思うんです。だから、市民にとったら、この軽自動車というのは本当に必需品であると思いますし、その必需品にかかる税金が上がることによって市民の負担が増えることになりますので、反対をいたします。

以上です。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号 橋本市税条例等の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石橋英和君）起立多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第6号 橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例について

○議長（石橋英和君）日程第3 議案第6号 橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例

について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第6号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第6号 橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第7号 橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長（石橋英和君）日程第4 議案第7号 橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第7号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第7号 橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第8号 橋本市職員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（石橋英和君） 日程第5 議案第8号 橋本市職員定数条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番 松浦君。

○9番（松浦健次君） これは、救急・火災等の出動件数の増加に伴い、とあるんですけども、現在の実態と、それから現状に対する問題の認識とそれに対する対応、どのように考

えておられるかをご説明願います。

○議長（石橋英和君） 消防長。

○消防長（寺垣内 守君） おはようございます。

議員おただしの件でございますが、現在、救急件数は、平成22年から25年までですけども、約500件増加しております。それに伴いまして、23年10月に北消防署を開署したわけなんですけども、救急車3台の運用率が、現在年間約100件、同時に3台出る状況になってございます。そのときに、北消防と橋本消防のこちらに待機する職員の数が3名ぐらいとなってきております。そのため、他の救助工作車、消防車が出動できない状況になっておりますので、定数条例を当局にお願いしたものでございます。

以上です。

○議長（石橋英和君） 9番 松浦君。

○9番（松浦健次君） 1回目の答弁もれで、現在の問題点、あればその認識と、それに対する対応についてお伺いしたんですけども、答弁がありませんので。

○議長（石橋英和君） 答弁願います。

消防長。

○消防長（寺垣内 守君） すいません。

問題点としましては、やはり人員不足で、現在、北のほうで5名勤務しております。その中で3名が、救急出動要請がございましたら3名出動します。残り2名で消防車、他の災害に行くわけなんですけども、課題としましては、救急車等がやはり大型化しております。橋本市内全域に救急車だけ出動さすというのが困難な状況になっております。狭隘地区に関しましては、小さい消防車で傷病者宅まで救命士が出動しまして、そこから処置をしながら、大きな本当の救急車まで搬送しているのが現状でございます。

これにつきましては、問題点なんですけど

も、全ての道を救急車が入るようにというわけにもいきませんので、できる限りこういう状況を市民の皆さんにご迷惑をかけないように、小さい車を活用して出動していきたいなと思ってございます。

○議長（石橋英和君） 9番 松浦君。

○9番（松浦健次君） ニュース等でよく聞かれますけれども、救急車、本当に必要ではないのに軽度の状態で呼ぶのが多いと。タクシーがわりに呼ぶとかそういうことで、本当に必要なときに間に合わないというか、用を足さないというような問題をよく見聞きするんですけども、橋本ではそういうことはありませんか。もしあるとすれば、どういう形で対応していこうとお考えでしょうか。

○議長（石橋英和君） 消防長。

○消防長（寺垣内 守君） 議員おただしの件でございますけれども、約 25年間で 1,149 件の出動回数がございます。その中でだいたい半数が軽症になりますけれども、電話、 119 番通報の中で相手方と受け答えするときに、軽症かどうかの判断をするのは非常に難しゅうございます。中で、これは軽症ですなと思いつつも、やはり現場に一旦行って現状を見てから、もしあれやったらというような形で、病院遠なったりしますので、そのときはお話をして不搬送というような形もとる場合がございます。本当に、年間にすれば数件になってしまいますけれども、そういう形で活動のほうはやっています。

また、救急車とかホームページに適正利用のPRをやらさせていただいておるんですけども、いつとき 100 件ほどダウンしたんですけども、またうなぎ登りに上がっているのが現状でございます。

以上です。

○議長（石橋英和君） ほかにありませんか。
14番 辻本君。

○14番（辻本 勉君） 定数が 66 から 75 名ということなんですけど、この 9 名プラスというのは大変大きな問題ではないのかなと。当市の適正要員配置といいますか、その辺から考えましても、かなり大きなウエートを占めていくので、大変かなと思うんですけども、この中で、75 名で北署と本庁の人員の配分といいますか、これについてお尋ねしたいのが 1 点。

もう一点は、この北消防ができたときに、いろいろ広域の中で問題点が出てまいりました。これは、伊都地方といいますか、和歌山県の消防の広域化というものを進める中で、昨日、同僚議員も質問しておったんですけども、広域化を進める中で橋本市が北署をつくったということで、近隣の町長のほうからいろいろなご意見が出されたと思うんです。

で、将来に向けて伊都消防との絡みがありますので、今の段階で、この橋本消防の定数を大幅に 9 名増やすことがいいかどうか。将来的に、橋本市の消防体制が何名の体制でいくのがベターなのかということも十分考えた中で、要員修正をしていくべきではないのかなというふうに私は考えております。そういう意味で、将来に向けての基本的な考え方についてもご答弁をいただきたいなと思っております。

それと、もう一点、この条例は公示の日から施行するということなんですけど、本日可決されますと即というか、施行されるのかなと思うんですけども、これによって、来年度からこの 9 名、定数枠に応じた募集がかけられて、即 75 名という定員に持っていこうとお考えなのか、段階的に、やはり職員採用というのは、基本的には計画を持った中で段階的に増やしていくというのが私は理想やと思うんです。一回、一気にたくさんの方を増やすと、いろいろ問題も発生してくるので、基本的には段階的に増やしていくというのがベターで

はないかなと思うんですけども、その辺も含めまして、この採用計画というのがどのよにされようとしているんかという点につきましても、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（石橋英和君） 消防長。

○消防長（寺垣内 守君） 議員おただしの消防本部、橋本消防署と橋本北消防署の配分についてでございますけども、現在、橋本消防署8名、北消防署6名というような配置になってございます。

それで、北消防署のほうは、現在、救急以外の出動がございましたら、シャッターを閉めて出動しているのが現状でございます。それで、また研修とか休暇とかいろいろございますので、北消防署の最低5名が勤務してございます。3名が救急に行くと、残るのは常に2名。2名で常に消防車、はしご車、そういうのを稼働しているわけなんでございますけども、何分、2名の出動で活動できる範囲は、すごく範囲が知れておりますので、最低3名必要であると。それと、指揮する人間が1人要りますので、北消防署のほうには7名配置をお願いしてございます。もし、1人研修等でいなくなっても、指揮者と兼務できて3、3で出動できるというような考えを持っております。1隊3名、最低3名が必要であると考えております。

橋本消防署につきましては、救急車が2台ございます。救急車2台、救助工作車、消防車が3台、このように持っておりますが、救急車のほうは1隊が3名と定められております。それで、先ほども申しましたように、救急車が北と橋本で3台同時に出ると、残っている人間が最低で3人になってくるというような形で、交通事故とかそういうものの対処ができない状況になっております。それで、橋本のほうにつきましては、救急隊2隊6名出動した後、4名の確保が最低でも要るんで

はないかと。その場合でも、救助工作車1台しか出せませんが、救助工作車もしくは消防車1台を出していききたいと考えております。

今の対応策としましては、橋本市外の医療機関へ搬送する場合、これは定員というんですけども、病院から病院へ行く場合、日赤、医大、そういう場合につきましては、先生方が一緒に乗ってくれる場合に限って、3人要らんよと言われた場合につきましては2名で行かしていただいているのが現状でございます。

それで、一応配分が10名と7名という考えで、橋本2名と北1名の3名、その24時間制を3グループでやっておりますので、9名という形でお願いしました。

2点目の広域の件ですけども、これは僕から、ちょっとお話しするのは難しいんですけども、平成18年から合併以来、伊都消防と橋本の広域化ということで、いろいろ検討してございました。その後、県のほうから5ブロックに分けて広域化という話で、那賀消防、紀美野町消防本部を踏まえた5消防本部で協議が始まり、やってきたわけなんですけども、23年に解散という形になってございます。

それで、広域の場合の数字的なものは、ちょっと出せないんですけども、そのときは伊都と橋本のみになってました。現状、共同指令センターが、高野町を踏まえて稼働に向けて準備しておりますので、今度は3消防の広域を考えていくべきかなというようなことも思います。橋本、伊都だけを広域すると、指令センターのことがございますので、そこらもいろいろな問題点が出てきますので、今後の課題となっております。

あと一点、条例の救命増員の件なんですけども、これについては、市当局と相談しながら計画的に増員していただければと、かよう

に思っております。当然、議員おただしのよ
うに、9人例えば来年採用していただいても
9人を一人前にするのに時間がかかりますし
また、年齢が重なるとやはり難しいところが
ございますので、計画的に採用していただ
けたらと思っております。

以上です。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

14番 辻本君。

○14番（辻本 勉君）今、消防長から説明あ
ったんですけども、再度ちょっと答弁もれの
部分もあるんです。要員が現在 66名というこ
となので、これは本部が何名で橋本署が何名
北署が何人かということ、具体的にお答え
をいただきたい。橋本署は8名の3隊制とい
うことで掛けていったらわかるんですけども
基本的にその配分。本部が何名、橋本署が何
名、北署が何名ということで、再度ご答弁を
いただきたいなど。そのことによって、橋本
署の8名体制が10名体制、今、説明あったと
おり10名体制で、これが3班ですので6名プ
ラスされて、北署が6名の班体制がプラス1
で7名体制になって、3班ですので3名です
か。1人ずつ増やすと3名、合計9名という
増員という形になるんですけども、この数字
だけ、ちょっと答弁もれなので。

○議長（石橋英和君）消防長。

○消防長（寺垣内 守君）すいません。

消防本部の日勤部門なんですけども、日勤
者、俗に本部の中に入っている人間が 12名ご
ざいます。それと、北消防署の署長も日勤に
なります。あと6名については、現在消防学
校に入校中でございます。それで合計 66名に
なると思うんですけども、1名ちょっと休暇
者いますので、それも日勤のほうに含めさ
せていただきます。

以上です。

○議長（石橋英和君）14番 辻本君。

○14番（辻本 勉君）ありがとうございます。

広域については、またいろいろ議論をして
いただいたらいいと思うんですけども、橋本
が増やすことに対して、やはり後々広域化の
ときに、前回もそうだったんですけども、伊
都の中でまとまりにくくなってくるといま
すか、橋本だけ増やしてしまったら、結局は
広域になったときに、それで全てを、人件費
等いろんな経費を伊都全体で負担をしてい
くとなったときに、かなりの増額になってい
くということで、これは近隣の首長が、当然い
ろいろ、なんやかんやという話も出てこよう
かと思うんですけども、それも含めまして、
きちっとした、ほんまにこの橋本市、橋本消
防の部分と伊都消防、高野口消防の部分、高
野口の関係も含めまして、きちっとした要員
体制といいますか、要員予測というものをき
ちっと立てた中で消防行政を進めていくとい
うことが大事かなと。

消防については大変大事な問題なんですけ
ども、大事と言いながらも、大変厳しい財政
状況の中で、あまり大幅な要員増というのは
できないというのが現実ではないかなと思
いますので、それも含めまして、今後十分な対
応をお願いいたしたいなと思います。

採用については、本庁のほうの権限になる
んかと思うんですけども、この議案が通ります
と、来年度からどういう形でこの定数に持
っていかうとしておるんか、その点だけ再度
ご質問しておきます。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）職員採用につつま
しては、先ほど消防長も答弁したんですけど
も、一度に9名を採用するのではなくて、や
はり計画的に採用していきたいと考えており
ます。採用する中で9名の定員を増やすん
ですけども、でき得れば職員実数を抑制したい
という考え方を持っておりますので、例えば

ですけれども、消防指令等につきましては、やっぱり経験の豊富なこと考えれば、職員の退職者の再雇用者を活用するという方法もございますので、その辺も十分工夫、検討しながら、できるだけ採用枠を、採用実数を抑制していきたいと、かような考え方を持っております。退職補充それから新規採用ということもございますので、3年ないし4年間かけて採用というようなことで考えてございます。

○議長（石橋英和君）18番 井上君。

○18番（井上勝彦君）きのうも広域合併のことに質問してございますんやけれども、きょうはちょっと角度を変えて、消防長に質問しておきたいと思えます。

先ほど1,159件の救急と、それから合計500件の火災というんですか、そういう出動ですか。ちなみに高野口、橋本市なんですけれども、高野口は何件あったんですか。それを聞かせていただきたいのと、それから、先ほどの辻本議員の質問の中で、広域については今後の課題として考えていこうと思っていると。今後じゃなしに、私は近々の課題と思っています。

例えば、これは橋本市に住んでおって、仮にこれ、定員が枠をつくったとしても、半分というんですか、旧高野口町のところへは行けないでしょう。取り組んでいけるんですか橋本市だけの考えでしょう。そうすると、旧高野口町の安全・安心という立場から考えたときに、同じ橋本市民でありながら、要するに負担金だけ払うて安心・安全を任したらええんやと。悪く考えれば、橋本市だけ安心・安全を考えてたらええんやと。旧高野口町に住んでる住民はどんな感じしますか。

私は、やはり橋本市として、橋本市住民の安心・安全という立場を主張すべきだと思うそして、伊都消が仮に、きのうも市長言っ

ておりましたけども、話を持って行って、近々の課題と言って話を持って行ってあかんたら脱退したらええんですよ。そうでしょう。脱退すると言うたら絶対ついてきます。負担金がいくら払うてますか。ちょっと聞かせてください。2点。

○議長（石橋英和君）消防長。

○消防長（寺垣内 守君）負担金については、約1億8,000万円でございます。

それと、先ほどの出動件数なんですけども救急出動等につきましては、旧の橋本市だけになっております。高野口町のほう、現在ちょっと資料持っておりませんので、また後ほど提示させていただきます。

それと、議員おただしの高野口町の出動、橋本市消防本部がかかわってないというような形なんですけども、火災、救急、救助に関しては、伊都消防のほうでやっていただいております。ただ、水防関係、水関係については、橋本市消防本部のほうからも同じように出て、活動はさせていただいております。特に、土のうとかそういうものは、橋本市の消防のほうは常に持っておりますので、そのまま水防活動については活動させていただいております。

○議長（石橋英和君）18番 井上君。

○18番（井上勝彦君）消防長、それはよくわかってるんです。だから、そのことがあるので余計ややこしいんです。あなた方は区分をして、台風とか水が出たら橋本署ですよ。火事の場合は橋本消防署呼べないんです。どこへ電話したらええんかなと。これから高齢化進んできますな。まあ伊都消行きます。水が出た、水出たらうち違うさかい、あっちへ行きなさい。火事やというたらね、橋本へ電話したら、いや伊都消やと。こういう、やはり行政官同士の最初のいきさつが、我々も責任あるんですよ。責任はあなたにあるとは言

ってませんけれども、やはりこれは近々の課題として、議員も非常に心配されておる。ほとんどの議員はそうだと思いますが、やはり伊都・橋本の消防本部と、それから高野山を含めるんでしたら高野山の消防本部と、それから橋本と、まずその消防長以下何名か関係職員が寄って、それで近々に寄って、要するに我々も応援しますよ。総務でも出してね。で、議会も、やはりきのう言うたように議長会も皆含めて、そして市民の代表である議会も含めて、巻き込んで、それで管理者に、要するに平木新市長に、やはり結局きちっとの言えるような体制をつくる。体制をつくって、政治やから、やっぱりこの政治の中で行政官同士の中でこうなってるから、要するに前向いていかんわけですわ。

そやから、これは何としても、やっぱりこの橋本市の、伊都消と合併するということは別の考えとしとるけども、住民にとっては大変なことなんです。住民にとっては、分けられているということは何と。そここのところをきちんと認識をしてほしいと。同じ市民であるのに、ほんなら、結局合併しても何もええことなかったよというところへ出てくるんですよ。消防かて来てくれやんやないかいと、こうなるんですわ。これをわかってほしいんですわ。その解決をすることが、やはり合併の一つになる一つの手段として、消防という安全・安心のところを助けてくれやんよと。何で助けてくれやんよなところへ合併したんよと、こうなる。

橋本もそうです。旧橋本側から見ても。高野口消防団、あのくらい器械、器具そろってるのにやな、充実してある。和歌山県下になった。その消防団が橋本へ来れやんのや。お互いにそういうふうになってるわけです。そここのところが、ただ口先だけじゃなしに、やはり一日も早く合併に向けて、それ

がまた財政の問題にもかかわってくる。

これは、私はこの人員を、先ほども同僚議員言うてましたけども、これを9名増やして橋本独自走っていくということになれば、広域の、要するに合併するための一つの、まあ言えばやりにくい要素になってくる。要素。ほんでに説明するときは、やはり定員の、今後広域も含めた中で定員は維持確保して、ちゃんと体制をつくるために橋本市としては考えてるんやよという、もっと大きな意味で受け入れますよという形の中での定員増という形を、私はとっていただきたい。高野口も含めた中での定員増でという、橋本市全体の中で。そこで伊都も高野も含めますんやよという、やはり度量というんですか、そういう形で私は持って行ってほしいですな、この定員増については。旧橋本市だけということやなしに。これは、そういう度量というんですか、橋本市、やっぱりお金はなくても大きいもん。ほんでに、やっぱりそういう度量をもって定員増、私は反対はしませんけれども、中身としてはそういう形でお話をさせていただきたいなと思いますけども、その点についてちょっとご答弁願えますか。

○議長（石橋英和君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君） 昨日からもいろんな質問をいただいていますし、十分理解をしております。

今回の定員増につきましては、ちょっと前ですけども、橋本市内で火事があって、2箇所同時火災というふうなこともありまして、そして、運悪いことに、もう一箇所火災が起きました。そのときに、橋本市の消防本部に2名しかいてなかったということで、五條のほうから消火をメインでしていただいたという経緯もあります。

現状、確かに広域の一つの考え方もあるん

ですけれども、橋本市の消防を考えたときに、今の段階で十分な対応ができるのかどうかということを根本に、基本に考えて、今回の増員という形を提案させていただきました。9名いっぺんにというのは職員定数の適正化もありますので、それは無理というのは十分理解しています。その中で今、橋本市が、そしたら本当に三つ、不幸にも3件の火事が同時発生したときの対応というのは、非常に難しいという判断をしましたので、その中で数年かけて採用をしていくと。

消防職員の難しい問題は、即戦力にはならんということなので、消防学校へ必ず送る、救急救命士に関しても、講習を受けに行くという問題で、採用しても即戦力にはすぐにならないという問題も、今、6名消防学校へ行っていますし、それから救急救命士の講習も受けてもらわなあかんという問題もありますので、そういう意味で、できるだけ安心・安全という問題がありますので、今回増員をさせていただきたいということで提案をさせていただいています。

広域の議論につきましても、当然これから議論をするわけで、確かに1市3町の意見も頂戴して、増員することの同意を求めることが先なんか、橋本市の安心・安全を守るのが先なんかという、二つの議論があると思います。その中で、本当にそしたら伊都消防としての消防職員の数が本当に足りてるんか。今の現数で本当にいけてるんかと。今度、高野町も入ったとしたら、高野町の消防の数も足りてるんかという議論の中で、それは話をしていけばいいのかなというふうに思っています。

そして、きのうもお答えしましたように、広域消防については、もう一度、1市3町の首長とお話をして、どういう方向で進めるんかというのを近々に提案をしていきたいと思

っています。一緒になるのがいいのか、飛び出すのがいいのか、橋本市だけがええという考え方というの、なかなかついてきてくれへん部分もあると思いますので、それを広域の中でしっかりと議論できる体制をとってきたいと思っています。

近々また広域の管理者会が、26日でしたか、ありますので、一応うちからの投げかけもさせていただきますし、議員の皆さんにも、各議会とのやっぱり話をさせていただく。なかなか、ある首長は、これに対してはあまり積極的ではないという首長もおられますので、そういう中で広域消防のあり方ということを議論させていただきますので、別に高野口をないがしろにするとか、そういうことではなくて、今できる橋本市の体制をいかに構築していくかということも、市民の安心・安全の部分では大切かと思しますので、逆に、あまり消防の人員を抑えていくということも、かえって厳しい、本当に災害が起こったときに厳しい状況も考えられますので、その辺は決して軽んじているんではありませんし、しっかりとした議論をしておりますので、これについては、ぜひご了解をしていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

16番 堀内君。

○16番（堀内和久君） すいません。ちょっと素朴な質問なんですけれども、9名の採用枠ということで、元職員であつたりとか、いろんな臨機応変にいただけるというようなニュアンスやっと思ったんですけども、そこで、私ちょっと今思ったんですけど、高校、大学出て、よそへ働きに行くということですかね、他市他県に行くということをやっ踏まえてなんですけれども、例えば、本市出身者で、橋本市外で公務員というか消防職について外へ出られた方とか、当然、法律・条例あ

るんで年齢とかそういうことも、いろんな壁があるのかなと思うんですけど、そういう即戦力という点では、現場でおられる 20代、20代ぐらいになるのかな、そういう人らに呼びかけとか、そういう人らに頭に入るのかなというのがちょっと思うんです。例えば、大阪府の消防に行っているとか、そんな人が帰ってきてくれたら、ある程度、田舎と違って都会はいろんな資格とかとれるんですよ。そういうイメージもあるし、給料面で言うたら、ちょっとこっちへ戻ってきたら下がるのかなとか思うんですけど、そういうのはいかがお考えですか。

○議長（石橋英和君） 企画部長。

○企画部長（北山茂樹君） 職員採用をしますと、応募するのは個人の自由でございます。で、他府県の消防署等々に勤務しておって、橋本市に受けたいということであれば、当然受けていただいて、成績が良ければ採用ということになるかと思えます。現に、以前に東京消防庁に勤務していた方も、本市の採用試験を受けていただいたこともございます。

○議長（石橋英和君） ほかにありませんか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君） ちょっと先ほどの話に少し戻る部分ではあるんですけども、私自身も家族が救急にお世話に、二度ほどなりまして、そのときちょっと感じたのが、やはり社会的に高齢化してきているという分では、救急の要請というのが本当に増えていくという、それと人口減少するとともに高齢化していっていますから、中間人口がどうしても増えていくということで行くと、この橋本市の消防行政というのは、どうしても避けて通れない問題なんだと思えます。

先ほどからの消防長のご説明を聞いていても、本当に消防自体が、当面の安全性を確保するという意味でも、今回の人員を増やすと

いうところは性急な、急がなければならないことだと思うんですけども、それと一方で先ほどから出ている二重行政の解消、これはどうしても急がなければ私はないと思います。こういった問題、どんどん、どんどん増えていく傾向が出てくるかと思うので、負担ばかり増えていく。そういう部分を政治的に解決していかないと、もういけない時期なんだと思うんです。今やらなければ本当にいつやるという話ですから、ここは一昨年の地方自治法の改正で、行政の広域化から脱退することもできるという伝家の宝刀をいただいたわけですから、本当にそれを迫らないといけない。そうでなければ、どんどん、どんどん経費が増えていく。

それだけじゃないはずですよ。職員定数をここで増やせば、ほかを減らさないといけないという、以前から病院の問題とか聞いておりますと、医師を増やすと看護師を増やしたい。いろんな医療を増やしたい。そこにはもう人員を増やすしか方法はないというふうなお話も聞いているので、ここはもう一つ本当に、平木市長になって、しっかりとこの広域の解消という部分を突き詰めていかないと、これはもう本当に先々に汚点を残すと思えますけれども、その点に関しては、覚悟のほどを市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（石橋英和君） 市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君） 先ほどから答弁してまいりましたように、この問題につきましては、以前から木下市長も取り組まれているというお話も聞いております。ただ、管理者会の中で、やはり同意を得るという問題もあります。そういう面で、これからしっかりした議論をしていくためにも、私はそういう方向で取り組んでいきたいと思っておりますが、これ、私一人何ぼ頑張ってもだめなんです。本当に議会の皆

さんも協力していただかないと、私一人やっ
ていても非常に難しい問題もありますし、消
防だけ違くて、広域というのも、まだ国城寮
の問題もありますし、環境管理センターの問
題もありますし、ごみ焼却場の問題もありま
す。そういう中で、バランスをとりながらや
っていくということも大事でありますので、
できるだけ、先ほども申しましたように早い
時期に、26日に管理者会がありますから、そ
の中で提案もしていくという、まず形で進め
ていきたいと思っています。

もう十分課題であるのは、私も市会議員を
やっていたから、そういう部分については承知
しておりますので、できるだけ解消できるよ
うに取り組んでまいりますので、ご協力よろ
しくお願いします。

○議長（石橋英和君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）ありがとうございます。

積極的に議会のほうも広域の議会等に行か
していただいて、その場で関係議員も市長を
応援してまいりますので、どうかよろしくお
願いいたします。

それと、今回9名増えるに際して、人件費
的にどれぐらい増える見込みを持っているの
か。それと定数自体、昨日、市長が 399 現在
ということでしたけれども、これを維持して
いかなければ、総務省のほうの算定等、指導
等もいろいろと問題があるかと思えますけれ
ども、その辺の調整はどのようにされるおつ
もりなのか聞かせていただけますか。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）人件費でございま
すけれども、単純計算になるかと思えますけ
ども、生涯賃金が約3億円と言われております
ので、9名が増えますと27億円と。採用して
から退職するまでの約40年で、27億円とい
うようなことになろうかと思えます。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋英和君）答弁もれご指摘くださ
い。

○17番（松本健一君）どこで調整するのかお
答えいただけますか。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）定数でございま
すけれども、今現在、橋本市の全体の定数とい
いますのが1,081名です。26年4月現在。実数
が886名です。その中には市民病院も全て含
めての定数でございます。

特に、市長部局のほうでは、511名に対し
て実数が417名ということでございますので、
そこで約100名の余裕があるという、定数全
体でいいますとこういうふうになりますので
今回、消防定数が9名増やしても、市長部局
の定数の中の範囲内に十分おさまりますので
その辺で総務省と、特に全体定数が増える
ということではございませんので、協議も何も
必要はないかと思えます。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、こ
れをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となってお
ります議案第8号については、委員会の付託
を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようです
ので、討論を終結いたします。

これより議案第8号 橋本市職員定数条例
の一部を改正する条例について 採決いた

します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、10時40分まで休憩いたします。

（午前10時29分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（石橋英和君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

消防長。

○消防長（寺垣内 守君） 先ほどの井上議員の答弁もれでございます。高野口町の昨年の件数なんですけども、火災件数が4件と救急出動件数が548件となっております。

それと、辻本議員おただしの件の、職員の配置なんですけども、本部要員としまして通信指令員、消防学校入校者含め24名、橋本消防署23名、橋本北消防署19名、合計66名となります。

以上です。

○議長（石橋英和君） ご了承願います。